

条件付一般競争入札による
旧長洲町立六栄保育所公有財産(町有地・建物)
の売払実施要領

令和8年1月

熊本県 長洲町

－ 目 次 －

1	条件付一般競争入札の主な手順	1 頁
2	条件付一般競争入札実施要領	3 頁
1.	入札に付する不動産	
2.	入札に参加する者に必要な資格及び参加条件	
3.	入札物件の公開	
4.	質問の受付及び回答	
5.	入札の参加申込等	
6.	入札期間及び場所	
7.	入札の方法	
8.	入札の無効	
9.	落札者の決定方法	
10.	契約の締結、売買代金の納付等	
11.	用途の制限等	
12.	その他特記事項	
13.	入札及び契約に関する問い合わせ先	
3	町有財産売買仮契約書（案）	9 頁
4	物件調書	14 頁
5	様式集	21 頁

1 条件付一般競争入札の主な手順

入札物件の公開 【現地説明会】	下記の日程で入札物件を公開します。入札参加希望者において、現地や周辺状況及び諸規制について調査確認を行ってください。 ・令和8年2月4日（水）午後2時～午後3時30分
--------------------	--



質問の受付及び回答	本売払実施要領に関する質問がある場合は、令和8年2月6日（金）午後5時までに質問書（様式第6号）に必要事項を記入して、電子メールにてまちづくり課企画調整係まで提出してください。 なお、受け付けた質問に対する回答は令和8年2月12日（木）までに町ホームページ上で公開します。
-----------	---



入札参加申込み	入札参加希望者は、入札参加申込書（様式第1号）に所定の事項を記入、押印のうえ、必要な添付書類と併せて受付期間内に提出してください。 受付期間：令和8年1月30日（金）～2月12日（木）の14日間 受付場所：長洲町役場 まちづくり課 ※郵送可（必着） ※入札参加申込み後、入札参加を辞退する場合は、入札期日までに書面で「入札参加辞退届（辞退者の記名・実印があれば様式は問いません。）」を提出いただきます。
---------	--



入札	下記の期間で入札を行います。 入札期間：令和8年2月13日（金）～2月25日（水）の13日間 ※一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法（入札書の日付は、入札期間内の日付を記入してください。令和8年2月25日（水）までに必着とします。） ※入札者は、入札参加申込書の申込人欄に記名押印された者に限ります。 開札：令和8年2月26日（木）午前10時 開札場所：長洲町役場 3階 会議室
----	---



売り出し申請	落札者決定後、速やかに町有財産売払い申請書（様式第3号）を提出いただきます。
--------	--



契 約	落札者決定後、10日以内に仮売買契約の締結を行います。また、本契約締結時に契約金額の10%以上の額を契約保証金として支払っていただきます。 本売買契約は、議会の可決を得た場合に本契約となります。なお、議会の可決を得られなかった場合、売買契約は、無効となります。
------------	---



売 買 代 金 の 支 払 い	売買代金と契約保証金との差額を令和8年4月30日（木）までに支払っていただきます。
----------------------------	---



所有権の 移転・物件 の引渡し	所有権移転登記に必要な書類を提出いただいた後、町が登記の手続きを行いますが、諸費用（登録免許税等）は落札者の負担となります。
--------------------------------	--

2 条件付一般競争入札実施要領

1. 入札に付する不動産

〈町有地〉

	大字	字	地番	公簿	
				地目	地積 (m ²)
1	宮野	笛ヶ浦	1717 番1	宅地	1,951.88
2	宮野	笛ヶ浦	1722 番1	宅地	2,360.12
計					4,312.00

〈建物〉

	所在地	地番	構造	床面積 (m ²)
1	玉名郡長洲町大字宮野字笛ヶ浦	1717 番1	鉄筋コンクリート造平家建	727.22

※詳細については、入札参加希望者において、現地や周辺状況及び諸規制について調査確認を行うこと。なお、建物については、未登記である。

予定価格 (最低売却価格)	4, 780, 000円
------------------	--------------

2. 入札に参加する者に必要な資格及び参加条件

入札に参加する者に必要な資格は、次の（1）から（10）までの全てに該当する法人とする。

- (1) 法人自ら本件土地、建物を取得し、活用すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 国税（法人税及び消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）及び本店所在地の市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）でないこと又は役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、同条第 6 号に規定する暴力団の構成

員（構成員とみなされる場合を含む。）でないこと。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員で
ないこと。
- (8) (6) 若しくは(7)に掲げる者から委託を受けた者、又は(6)若しくは(7)
に掲げる者の関係団体でないこと。
- (9) 本町が指定する日までに、売買代金の納付が可能であること。
- (10) 入札で取得した物件について、ふるさと納税の返礼品の開発、製造及び地場産品
を活用した商品開発を行うこと。

3. 入札物件の公開

- ・入札物件の公開【現地説明会】

令和8年2月4日（水）午後2時～午後3時30分

4. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで

- (2) 提出方法

本売払実施要領に関する質問がある場合は、質問の受付期限までに質問書（様式第6号）に必要事項を記入して、電子メールにてまちづくり課企画調整係宛（電子メール:kikaku@town.nagasu.lg.jp）に送信すること。件名は、「旧六栄保育所の売払いに関する質問：●●」（●●は提出法人名）とすること。

※訪問、電話、FAX、郵送等による質問は受け付けない。なお、質問及び回答の内容については、本売払実施要領に関するものとする。（それ以外のものや単なる意見表明と解されるもの又は個人からの質問には回答しない。）

- (3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年2月12日（木）までに町ホームページ上で公開するものとする。

5. 入札の参加申込等

- (1) 受付期間

令和8年1月30日（金）～2月12日（木）の14日間 ※郵送可（必着）

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

- (2) 受付場所

〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町役場 まちづくり課

(3) 提出書類等

- ① 入札参加申込書（様式第1号）
- ② 印鑑証明書
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ④ 納税証明書（国・県・市町村）
- ⑤ 誓約書（様式第4号）
- ⑥ 申込対象者一覧表（様式第5号）（役員全員分を記入）

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ① 入札者は、入札参加申込書の申込人欄に記名押印された者に限る。
- ② 入札参加申込み後、入札参加を辞退する場合は、入札期日までに書面で「入札参加辞退届（辞退者の記名・実印があれば様式は問わない。）」を提出すること。
- ③ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うものとする。

6. 入札期間及び場所

(1) 入札期間 令和8年2月13日（金）～2月25日（水）の13日間

※一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法（令和8年2月25日（水）必着）

(2) 郵送先 〒869-0198

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町役場 まちづくり課

(3) 開札 令和8年2月26日（木）午前10時

長洲町役場 3階 会議室

7. 入札の方法

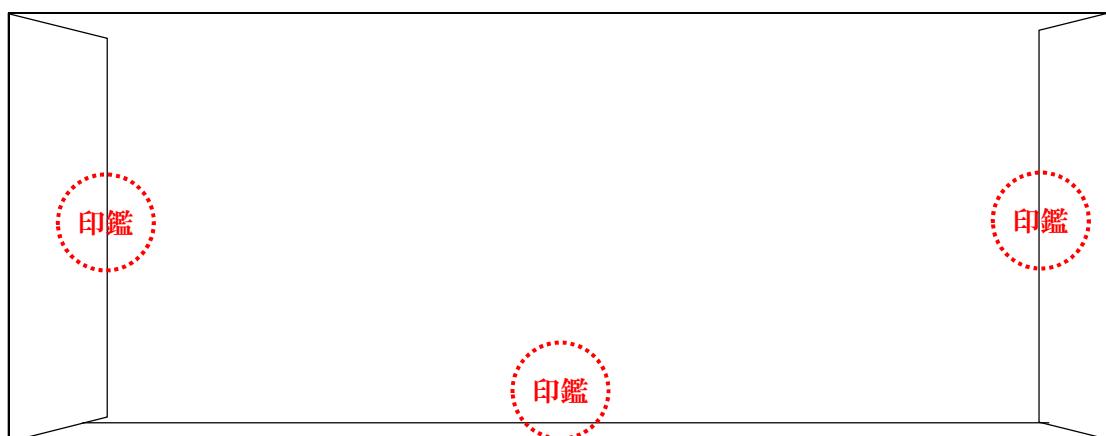
(1) 公告で示す入札は、郵便入札とする。

(2) 入札書（様式第2号）の日付は、入札期間内の日付を記入するものとする。

(3) 内封筒には、入札書のみを入れて封印し、封筒に次の例のとおり記入押印のうえ、提出すること。（印鑑は入札書に押印したもの）

○内封筒（封筒サイズは、長形3号を使用するものとする。）

長洲町長 様 売却物件 旧長洲町立六栄保育所 開札日 令和8年2月26日 入札書在中	差出人 住 所 _____ 商号又は名称 _____	印鑑
--	-------------------------------	----



○外封筒（封筒サイズは、角形2号を使用するものとする。）

商号又は名称 住所	869-0198 入札書在中 熊本県玉名郡長洲町大字長洲一七五六番地 長洲町役場 まちづくり課 企画調整係 行
--------------	--

8. 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一の入札について2通以上の入札書を提出したとき。
- (3) 入札書に上記の6(1)の日付以外の記入をしたとき、押印がないとき、又は金額を訂正したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、長洲町競争契約入札心得第8条各号に該当したとき。

9. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、町の予定価格を上回る最高の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となる同価格の入札が2以上あったときは、くじによって落札者を決定する。
※入札回数は1回となります。
- (3) 落札者決定後、速やかに町有財産売払い申請書（様式第3号）及び整備計画、商品開発計画等の書類を提出すること。

10. 契約の締結、売買代金の納付等

- (1) 仮契約締結について
落札決定の日から10日以内に仮契約書を取り交わすものとする。
※町議会の議決後に売買契約（本契約）を締結します。
- (2) 契約保証金
本契約締結時に契約金額の10%以上の額を契約保証金として口座振込により支払うものとする。
- (3) 売買代金の納付期限
契約金額から契約保証金を除いた金額を令和8年4月30日（木）までに支払うものとする。
- (4) 売買代金の納付方法
納付方法については、口座振込により支払うものとする。

11. 用途の制限等

- (1) 落札者は、落札した物件の引渡しのあった日から1年以内に町有財産売払い申請書の売払い財産の使用方法欄に記載した用途（以下「指定用途」という。）に供するものとする。
- (2) 上記用途に供した日から5年間引き続き指定用途に供するものとする。
- (3) 落札者は、落札した物件を次の用途に供し、又は他人に供させてはならない。
 - ① 暴対法第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体、それらの構成員がその活動のために利用する施設等周辺住民に著しく不安を与える施設
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第4条第1項に規定す

る無差別大量殺人行為に係る用途

- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の使用
- ④ 落札者は、落札した物件を第三者に所有権移転するときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

12. その他特記事項

- (1) 本件土地については、近隣の生活環境に配慮し、適正管理に努めること。
- (2) 本件土地については、地盤・地耐力調査、埋蔵物等に対するボーリング調査、土壤汚染に関する専門的な調査は未了。本件土地に新たに建物を建築する際、地盤補強工事等が必要になる場合には落札者が負担するものとする。
- (3) 本件土地には遊具や複数の樹木・電柱が存するが、これらの撤去又は移設その他の変更に伴う費用については、落札者が負担するものとする。
- (4) 隣接する町道 次六・保育所線については、道路拡幅を予定であるが、西側の工作物(門扉、フェンス等)に関しては、現状のままとする。なお、今後の取扱いについては、必要に応じて道路管理者と別途協議するものとする。
- (5) 本件土地は、北側から西側町道接面部分の一部が高さ約0.5m~5m程度の法地を介して隣接地より高くなっているため、新たに建物を建築する際は、熊本県建築基準条例第2条に基づく安全上の措置が必要。これらに係る費用については、落札者が負担するものとする。
- (6) 売却対象建物は、平成17年にアスベストの除去を行っているが、その後の法改正による適合性やアスベスト調査は行っていない。
- (7) 落札者は、契約締結後に売買物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないものがあっても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (8) 売買代金の振込に要する手数料、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

13. 入札及び契約に関する問い合わせ先

長洲町役場 まちづくり課 企画調整係

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

電話番号 0968-78-3239 (直通)

E-Mail kikaku@town.nagasu.lg.jp

3 町有財産売買仮契約書（案）

売扱人 長洲町（以下「甲」という。）と買受人 （落札者）（以下「乙」という。）とは、末尾記載の土地及び建物の売買について、次の条項により仮契約を締結する。

なお、この仮契約は、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、長洲町議会の議決を得たときに、何らの手続きを要せず、本契約として成立するものとする。ただし、長洲町議会の議決を得られないときは、この契約は失効するものとし、これについて甲は一切の責任を負わないものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地（土地の上にある樹木及び工作物を含む。以下「売買土地」という。）及び建物（建物の付帯設備、構築物等を含む。以下「売買建物」という。以下売買土地及び売買建物を併せて「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

2 売買物件は、現状有姿のままの売却とし、契約締結後、引渡しまでの間に目的物に変動が生じても、甲は引渡し時の現状のまま引き渡せば足りるものとする。

3 乙は売買建物が存知されていることを確認し、町有財産売払い申請書の売払い財産の使用方法欄に記載した用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 （落札金額） 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 （売買代金の 10 パーセント以上） 円を、この契約締結と同時に甲に納付するものとする。

2 第1項に定める契約保証金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、甲が指定する日までに甲の指定した口座に一括して振り込むものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額が完納されたときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分等）

第7条 甲は、乙が第5条に規定する金額をその指定日までに完納しないときは、この契約を解除する。この場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場

合において、売買代金に充当する前の契約保証金があるときは、その契約保証金は甲に帰属するものとする。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第9条 売買物件は、前条の規定により所有権が乙に移転したときに、甲から乙に対し引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記等の嘱託及びその費用)

第10条 売買物件の所有権移転登記は、その所有権移転後直ちに乙がこれに必要な書類一切を甲に提出し、甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は、すべて乙が負担する。

(公租公課の負担)

第11条 所有権移転後における売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、すべて乙の負担とする。

(危険負担)

第12条 売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、売買物件を引渡し時の現状で乙に引き渡すものとし、乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

(法令等の規制の遵守)

第14条 乙は、売買物件に係る法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該法令等を遵守するものとする。

(上下水道等)

第15条 乙は、上下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び管理者等と協議の上、自らの責任で行わなければならない。

(地元協議等)

第16条 乙は、売買建物の解体及び撤去又は建築物の建築にあたって、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(指定用途に供すべき時期)

第17条 乙は、売買物件について、所有権移転登記完了後1年以内に指定用途に供し、甲に通知するものとする。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(指定用途に供すべき期間)

第18条 乙は、売買物件を指定用途に供した日から5年間(以下「指定期間」という。)

引き続き指定用途に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(権利の設定等)

第 19 条 乙は、指定期間満了の日まで、売買土地及び売買土地に建築された建築物について、第三者に所有権を移転し、又は権利の設定(指定用途による事業資金借り入れによる担保権設定を除く。)をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、分譲又は賃貸を目的として建築確認又は開発許可を受けたときは、この限りでない。

(用途の制限)

第 20 条 乙は、売買土地及び売買土地に建築された建築物をふるさと納税の返礼品の開発、製造及び地場産品を活用した商品開発以外の用途に供してはならない。

2 乙は、売買土地及び売買土地に建築された建築物の所有権を第三者に移転するときは、前項の条件を付するものとし、当該第三者に対して本条の規定に反する使用をさせてはならない。

(実地調査等)

第 21 条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、隨時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員と判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により契約を解除されたことを理由として、甲に対し損害の賠償を請求することはできない。

(返還金等)

第 23 条 甲は、この契約を解除したときは、乙が第 26 条に定める義務を完全に履行した後、乙が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

3 甲がこの契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に関して支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(違約金)

第 24 条 乙は、第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により解除権を行使されたときは、違約金として金 (売買代金の 20 パーセント相当額) 円を甲に支払わなければならぬ。ただし、その該当するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであ

ると甲が認めるときは、この限りではない。

(原状回復義務)

第 25 条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
 - (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
 - (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第 9 条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。
- 2 前項第 3 号ただし書きの規定により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したもの的所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第 1 項第 3 号ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 26 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 27 条 甲は、第 23 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 24 条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 28 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 29 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 30 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

売扱人（甲） 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766番地
長洲町長 田成 修一

買受人（乙） 住 所
氏 名

土 地

所在	地番	公簿	
		地目	地積 (m ²)
玉名郡長洲町大字宮野字笹ヶ浦	1717番1	宅地	1,951.88
玉名郡長洲町大字宮野字笹ヶ浦	1722番1	宅地	2,360.12

建 物

所在地	地番	構造	床面積 (m ²)
玉名郡長洲町大字宮野字笹ヶ浦	1717番1	鉄筋コンクリート造平家建	727.22

4 物件調書

施設情報	所在 地	玉名郡長洲町宮野 1717 番 1、1722 番 1					
	施設 名称	旧長洲町立六栄保育所	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建			
	敷地面積	4,312.00 m ²	地 目	宅地			
	建築面積	859.1 m ²	延床面積	727.22 m ²			
	都市計画区域	非線引き区域	用途地域	指定なし			
	特別用途地区	指定なし	下水道処理区域	区域内			
	建ぺい率	70%	容 積 率	200%			
	接道条件	町道 次六・保育所線（幅員 5.2m）に接道					
	上 水 道	前面道路配管 口径 75 mm 敷地内引込管 口径 50 mm	下 水 道	公共下水道 (前面道路配管あり)			
	主要施設までの距離	JR 長洲駅 長洲町役場 六栄小学校 スーパー	3.2 km 3.6 km 0.5 km 0.6 km	JR 大野下駅 こども園 長洲中学校 コンビニ	3.2 km 0.4 km 1.4 km 3.3 km		
災害情報	洪水：河川浸水想定区域		高潮：高潮浸水想定区域				
	区域外		区域外				
	土砂災害警戒区域等		津波：津波浸水想定区域				
	区域外		区域外				
建物情報	建 物 名	管理棟					
	構 造	鉄筋コンクリート	建築 年度	昭和 50 年 (1975 年)			
	建築面積	195.00 m ²	延床面積	162.00 m ²			
	耐震診断	実施済	耐震補強	不要			
	階 数	地 上	1	地 下			
	建 物 名	保育室棟					
	構 造	鉄筋コンクリート造	建築年度	昭和 50 年 (1975 年)			
	建築面積	664.81 m ²	延床面積	565.22 m ²			
	耐震診断	実施済	耐震補強	不要			
	階 数	地 上	1	地 下			
	バリアフリー	×	自動ドア	×	手すり	×	スロープ
		×	点字ブロック	×	エレベータ	×	多目的トイレ
	省エネ化	×	太陽光発電	×	風力発電	×	屋上緑化

その他特記事項

- ・売却対象地は、地盤・地耐力調査、埋蔵物等に対するボーリング調査、土壤汚染に関する専門的な調査は実施していません。新たに建物を建築する際、地盤補強工事等が必要になる場合があります。
- ・売却対象地は、遊具や複数の樹木・電柱が存在しますが、現状での引渡しとなります。
- ・隣接する町道 次六・保育所線については、道路拡幅を予定しています。西側の工作物（門扉、フェンス等）に関しては、道路管理者と別途協議を行うものとします。
- ・売却対象地は、北側から西側町道接面部分の一部が高さ約 0.5m ~5m程度の法地を介して隣接地より高くなっています。新たに建物を建築する際、熊本県建築基準条例第 2 条に基づく安全上の措置が必要となります。
- ・売却対象建物は、平成 17 年にアスベストの除去を行っていますが、その後の法改正による適合性やアスベスト調査は行っていません。

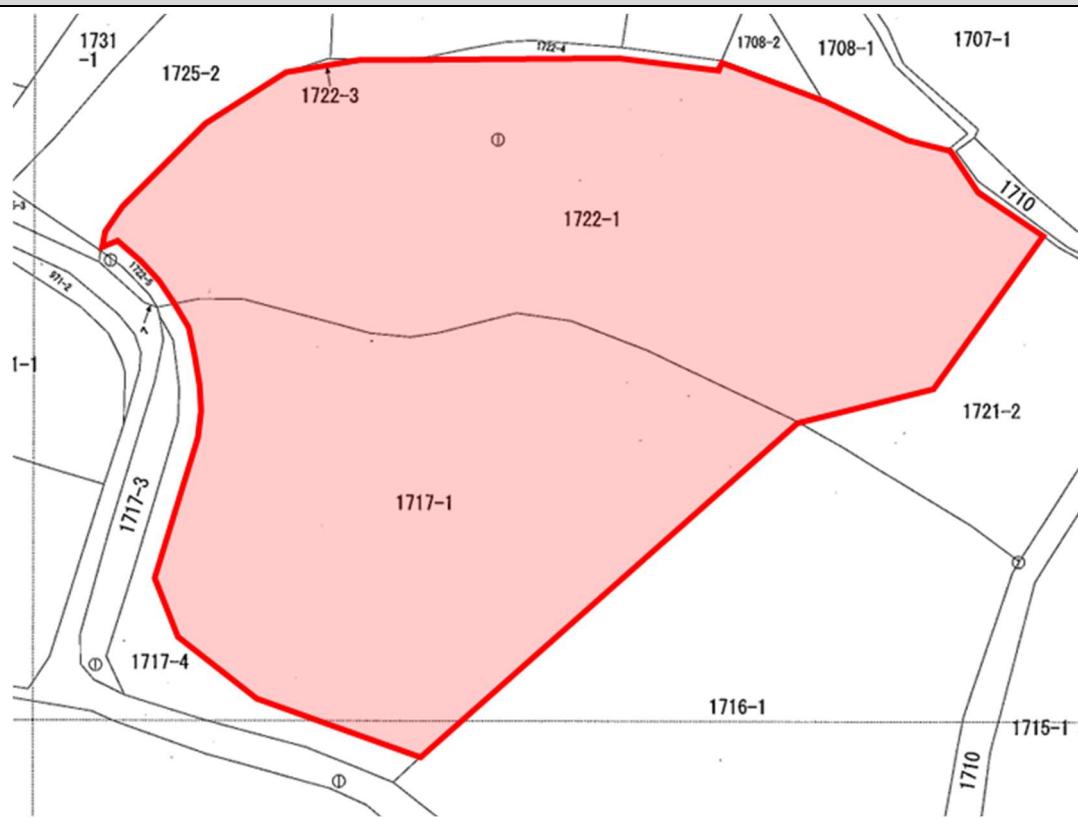
位 置 図



位 置 図



字 図



航空写真



航空写真（南側）



航空写真（西側）



航空写真（北側）



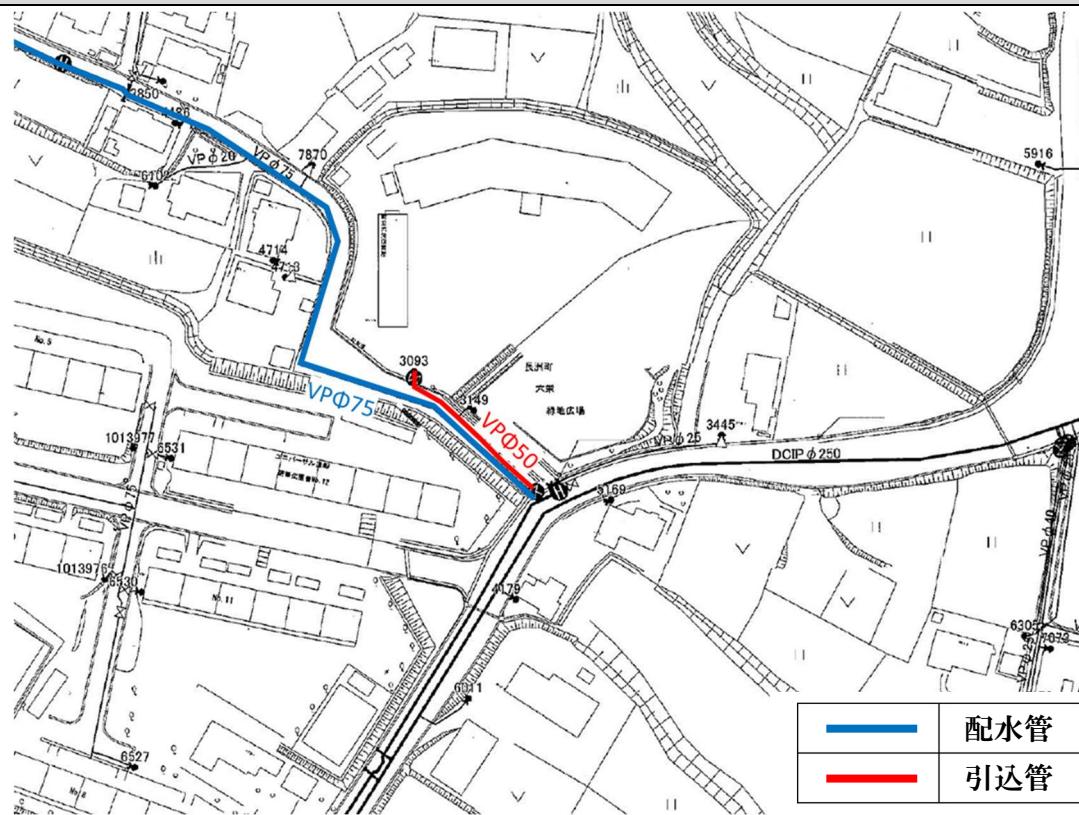
現況写真（北西側法地）



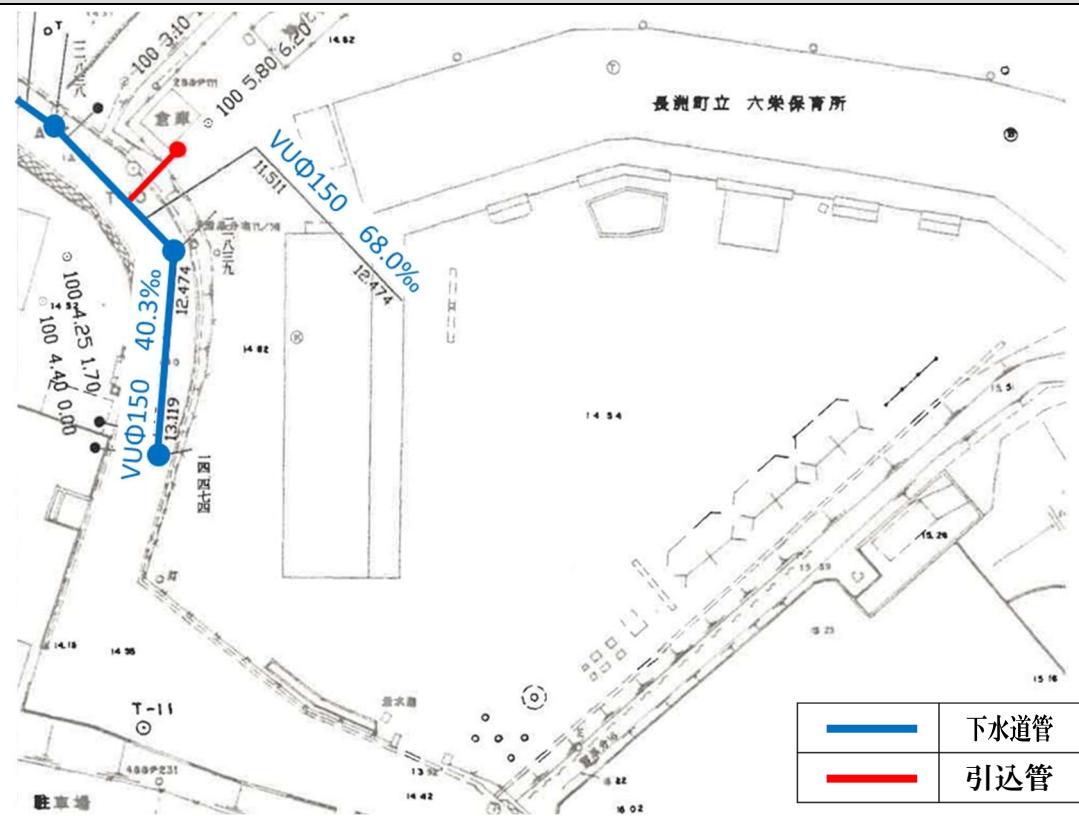
現況写真（北側法地）



上水道敷設狀況



公共下水道敷設狀況



5 様式集

様式第1号

入札参加申込書

年 月 日

長洲町長 田成 修一 様

申込人 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ 印 _____
担当者名 _____
連絡先 _____

下記の町有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

<町有地>

物件番号	所 在 地	区分	地積 (m ²)
1	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1717番1	土地	1,951.88
2	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1722番1	土地	2,360.12

<建物>

物件番号	所 在 地	区分	床面積 (m ²)
3	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1717番1	建物	727.22

<売払い財産の使用方法（指定用途）>

[Large empty rectangular box for specifying the purpose of the disposed assets.]

※地場産品を活用した商品開発又はふるさと納税の返礼品の開発、製造に資する用途を記入してください。

(注) 印鑑証明書・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・納税証明書（国・県・市町村）・誓約書・申込対象者一覧表を添付してください。

様式第2号

入札書

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、下記の物件

<町有地>

物件番号	所 在 地	区分	地積 (m ²)
1	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1717番1	土地	1,951.88
2	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1722番1	土地	2,360.12

<建物>

物件番号	所 在 地	区分	床面積 (m ²)
3	長洲町大字宮野字笹ヶ浦 1717番1	建物	727.22

<売払い財産の使用方法（指定用途）>

※地場産品を活用した商品開発又はふるさと納税の返礼品の開発、製造に資する用途を記入してください。

年 月 日付け長洲町公告第 号及び入札心得書等を承知のうえ上記のとおり入札します。

年 月 日

所 在 地 _____

入 札 者 名 称 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

長洲町長 田成 修一 様

町有財産壳払い申請書

壳払い財産	所 在 地	数 量	壳払い財産の使用方法	摘要
			地場産品を活用した商品開発 又はふるさと納税の返礼品の 開発、製造に資するもの (使用用途)	

上記のとおり町有財産の壳払いを受けたいので申請します。

年 月 日 住 所
長洲町長 田成 修一 様

氏 名 印

様式第4号

年　月　日

長洲町長 田成 修一 様

所 在 地

名 称

代表者氏名 印

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、下記事項に反する場合、貴町が行う措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、指名停止、事業者名の公表等を含む。）について、一切の異議申し立てを行いません。

また、必要な場合には、熊本県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を長洲町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないことを誓約します。

様式第5号

申込対象者一覧表

番号	商号又は名称	所在地	役職名	氏名 (フリガナ)	氏名 (漢字)	性別	生年月日	住所	確認
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
備考 役員全員分を記入									

様式第6号

質問書

年 月 日

長洲町長 田成 修一 様

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

条件付一般競争入札による旧長洲町立六栄保育所公有財産（町有地・建物）の売払実施要領に関し、下記事項について質問します。

記

質問番号	1	売払実施要領の記載箇所
(質問内容)		

質問番号	2	売払実施要領の記載箇所
(質問内容)		

※記入欄が足りないときは、適宜別紙を追加してください。